

(訟ろ-2)

平成17年11月8日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第二課長 花 村 良 一

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 松 村 徹

最高裁判所事務総局総務局第一課長 中 村 慎

訴状等における当事者の住所の記載の取扱いについて

(事務連絡)

現在、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、内閣府に設置された犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等基本計画の案が検討されているところです。こうした検討の機会等において、訴状等に当事者の住所として実際の居住地の記載を求めることは、犯罪被害者等が、いわゆるお礼参りをおそれて加害者に実際の居住地を知られたくないと考える場合に、損害賠償請求訴訟等の提起をためらう要因となっていると指摘されています。

ところで、これまでも、訴状等における当事者の住所の記載については、原告の実際の居住地が被告や第三者に知られることにより、原告の生命又は身体に危害が加えられることが予想される場合など、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある場合で、その場所に連絡をすれば、原告への連絡が付く場所等の相当と認められる場所が記載されているときには、原告の実際の居住地を記載することを厳格には求めないなどの柔軟な取扱いがされてきたところです。

については、各庁における事件の受付等の手続に際しても、犯罪被害者等から、加

害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられるおそれがあるなど、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には、訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めることはせずに、これを受け付けることが相当と考えられますので、この点につき、関係部署の担当者に周知されるよう御配慮をお願い申し上げます。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所からこの趣旨を周知してください。